

## ヤスクニ・レポ 194

# アジアの視点に立って、国会傍聴16年！

代表 西川重則

1

戦後70年の今年は、日本にあって、さまざまな出来事が新聞報道などによって知らされ、学ぶことも多い。私の場合、初めてのことだったが、「ウェスレアン・ホーリネス教団 神奈川・東京南教区」の教会で礼拝の奉仕を依頼され、午後は、同じ教派による「神奈川・東京南教区」主催の信徒大会で、講演の時間を与えられ、多くの参加者と聖書の御言葉に基づいて戦後70年の今、今後の課題を学び合う機会を持ち、心から感謝している。

日程は先月の10月25日の主の日であり、午前中の礼拝は、マタイ5章9節のイエス・キリストの御

言葉「平和を創り出す人々は幸いである」の御言葉の意味を心に刻み、平和を創り出すために、どう生きるべきかを具体的に考え、学び、平和の創造に取り組むことが求められている意味について、主の御言葉の原語から、私の学びを紹介し、午後は諸問題とのかかわりを課題として述べ、訴え、共に学び合った。

言うまでもなく、新約聖書はギリシャ語で書かれている。「平和を創り出す人々」は複数であり、共に信仰の戦いを戦うことが求められている。信仰の戦いであり、暴力の行使は求められていないことを訴え、私の研究テーマのひとつであるアメリカのM.L. キング牧師の非暴力による公民権運動を参考に解説し、キング牧師の信仰の戦いを評価し、同志の「平和を創り出す人々」の具体的事例を併せて報告した。

なおギリシャ語の原語は(平和のない所に)平和を創り出すことを意味している。したがって、正確な解釈が強く求められていると言いたい。そのことは、現在の日本の社会と類似していると私には思われ、日本の現状を直視し、平和のない所に平和を創り出す私たちの責任課題を考えるために非常に大切

なヒントを与えてくれていると思っている。

そのために、事例としてまず日本の戦後史を総括したい。

私の講演で、日本の戦後史を総括することは戦後70年の今を考え、その課題を解決する秘訣を見出すために非常に重要であること、不可欠の課題であることをくり返し強調していることは、ご存知の通りである。

私が戦後70年の今、戦後史の総括をすることによって、今後の課題を解決する秘訣を見出すことに役立つと思っている理由を以下に考えてみたい。

敗戦の日(1945・8・15、沖縄は実質的に6・23)以降、GHQによって戦後日本のあり方を示唆された「神道指令」のことを思い起こして欲しい。「神道指令」は敗戦の年の12月15日に日本政府に指令として与えられたのであり、戦争中、天皇制・国家神道の下、政教一致体制にあって、侵略・加害の歴史をくり返した日本に対して、何よりも最初に日本の国家と宗教の分離の原則を政府が重要視し、平和国家日本として国のあり方を正すことを求めたことを意味するものであり、占領されている日本に押しつけたというより民主主義のあり方を示唆した「指令」であったと言ってよい、すばらしい政策であった。

2

「神道指令」に続いて、「日本国憲法」が1947年5月3日に施行され、「前文」の主権在民、平和主義、国際協調主義など崇高な理想、本文の「個人の尊重」(第13条)、「思想及び良心の自由」(第19条)、「信教の自由、政教分離」(第20条)、すべての公務員の「憲法遵守擁護義務」(第99条)、その他が敗戦直前のポツダム宣言の第10項による基本的人権の尊重・確立と共に明記されている。

以上の報告はすべて、侵略・加害の歴史をくり返した天皇制・国家神道体制の克服をめざす日本の戦

後史にあって想像し得ない普遍的価値の実践を期待する占領下における出来事であることを、私たちは歴史的事実として歴史的に認識しなければならないことをここに強調しておきたい。

なぜなら、敗戦後の占領の終結によって、新しい日本人の歴史・伝統・文化の形成を望んだはずの状況の変化に際して、日本のあるべき政治を期待していた多くの日本人が55年11月15日に、予想もしない驚くべき日本回帰の現象を直視しなければならなかったからである。

周知の事実となっている自民党の結成であり、その日の党の基本方針「現行憲法の自主的改正」の公的宣言である。その後、憲法改正(改悪)運動が推進され、今日に至っている。それらは何を意味しているのか。類似の重大な出来事のひとつは、1969年5月3日の憲法記念日に、岸 信介元首相が、「自主憲法制定国民会議」を結成し、彼自身が会長になった出来事である。

その後の流れとして、現在まで毎年5月3日に類似の憲法改正(改悪)の集会が開かれ、推進運動が展開され、推進派の国会議員が参加し、最後に、「改憲」(改悪)を意味する「声明」を発表している。

今年の11月10日、11日に衆院・参院が予算

委員会を開催し、本来の予算委員会とは思われない委員会が開かれ、安倍晋三首相が当然のように、予算委員会とは無関係の憲法改正(改悪)のアピールをしたが、その時、推進派の国会議員が賛成の大拍手をしたものである。閉会中のことであり、傍聴者は少なかったが、私は午前9時の開会前に傍聴席に坐り、夕方の午後5時閉会まですべての議事をメモし、その内容を講演で報告することになっている。反対の立場の共産党の赤嶺政賢議員(衆院)、社民党の福島みずほ議員(参院)が日本国憲法に基づく憲法政治、具体的には二人共、戦争法案の強行採決・成立反対、沖縄の基地の問題などについて真剣に問題視し、反対の立場で力強く訴え、心から感動したものである。しかし二人に対して拍手をしない議員がほとんどであった。

国会傍聴16年の貴重な体験を生かして、来年の国会傍聴がより重大であることを心に刻み、「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」国会のあるべき姿を望みつつ、主権者・有権者として、「不断の警告による自由の確保」をめざし、アジアの視点に立って、平和創造の使命を果たしたい。そして共なる戦いを続けたいと願いつつ、終わります(2015・11・14)。

## 2015年10月16日例会奨励 ヘブル人への手紙8:7~13「忘れない、でも赦されている」 日本同盟基督教団横浜上野町教会 柴田 智悦牧師

ソウルの日本人大使館前で行なわれている、水曜デモに参加し、元日本軍慰安婦とされたハルモニたちへ謝罪したとき、彼女たちから「しっかり伝えて下さいよ」と日本語で言われたことが、今でも大変心に残っています。忘れるどころか記憶し続け、伝え続けなければならない歴史の生き証人がそこにおられたのです。

主は、「罪を思い出さない」(ヘブル8:12, エレミヤ31:34)、と言われますが、「罪を忘れる」と言われたわけではありません。主は、私たちの罪を「決して忘れない」(アモス8:7)お方ですが、それは、自分たちや先祖たちの罪を思い出させるためです(エゼキエル20:30)。私たちは、過去の歴史を心に刻み、心からの和解を求め、二度と同じ過ちを繰り返さないという謝罪と決意を表明し続けるべきです。

エレミヤはバビロン捕囚の期間が70年であると預言しました(エレミヤ25:11, 12, 29:10)。そのとき主は「新しい契約」を結ばれると言われます。それは、石に刻まれた契約でなく、一人一人の心に律法を書きつける、新しい契約が結ばれる時代が来るといことです。心に植え付けられたみことばをすな

おに信じるのが大切です(ヤコブ1:21)。

欠けがあったのは、初めの契約の相手である人間とその行いです。ところが、主は契約そのものの不十分さを問題にされ、無条件の契約として新しい契約を結ばれ、それが破られ無効となる可能性を取り除き、必ず成就する契約とされました。その契約こそ、イエス様が十字架で流された血によって結んでくださった契約です(マタイ26:28)。新しい契約は私たちの心に刻まれ、そのしるしはイエス様の血です。古い律法と儀式に基づく契約はイエス様によって完成されました(ローマ10:4)。ですから、古い消えるべきものにもう一度頼る必要はありません。私たちは、聖餐式ごとにその新しい契約書を読んで、味わい、自分のものとして確認しているのです。

天の父はひとり子イエス様の十字架の死も、その原因となった私たちの罪も、必ず覚えておられます。しかし、同時にそのイエス様の血のゆえに、「彼らの罪を二度と思い出さない」と言われた約束もお忘れにならないのです。新しい契約に生かされている恵みに感謝し、心に記されているみことばに従い、ご聖霊によって御心に適った歩みをさせて頂きましょう。